

広
報

すずか かめやま

地区広域連合

8

2023

Summer

目次

広域連合長就任ご挨拶	P2
広域連合議会の動き	P2～P3
情報公開制度の実施状況・個人情報保護条例運用状況	P3
介護保険のお知らせ	
・介護保険制度について	P4～P5
・更新申請のご案内	P6～P7
令和4年度下半期財政状況	P8

千代崎海岸(鈴鹿市南若松町)

伊勢湾最北部に位置する海水浴場です。近年は、「鈴鹿サーフ」として、Instagramのスポットとしても人気があります。

No.
67

広域連合長に 末松 則子 鈴鹿市長が就任しました。

令和5年5月1日に、任期満了に伴う鈴鹿亀山地区広域連合長選挙が行われ、広域連合長に末松則子鈴鹿市長が就任しました。

また、副広域連合長は、引き続き櫻井義之亀山市長が務めます。



広域連合長
末 松 則 子



副広域連合長
櫻 井 義 之

広域連合長挨拶

令和5年5月1日付けて、引き続き広域連合長に就任いたしました末松則子です。

本広域連合は、平成11年に設立され、現在は介護保険事業と消費者行政に関する事業を中心に実施しております。

介護保険事業におきましては、「住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」を基本理念に掲げる第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築をさらに深化・推進させるため、「地域共生社会」の実現に向けた施策・事業に取り組んでまいります。

また、消費者行政におきましては、圏域住民の皆様が、安全で安心して暮らせるように、消費者被害抑止に向けた取組みや啓発活動を積極的に実施してまいります。

今後も、圏域住民の皆様の誰もが輝き、夢や生きがいを持って、健やかにいきいきと暮らすことができるよう取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

鈴鹿亀山地区広域連合長 末松 則子

広域連合議会の動き

総務課 059-369-3200

3月定例会

令和5年3月29日に3月定例会が開催され、令和5年度の予算案等が原案のとおり可決されました。

発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議案第1号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算

議案第4号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算

議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

7月臨時会

令和5年7月3日開催の7月臨時会で、次の議案が原案のとおり同意されました。

議案第6号・7号・8号 鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について

議案第9号 鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について

広域連合議会議長には鈴鹿市議会選出の桐生常朗議員が当選され、監査委員には鈴鹿市議会選出の藤浪清司議員が選任されました。

また、副議長は引き続き、亀山市議会選出の草川卓也議員が務めます。



議長
桐生 常朗 議員



副議長
草川 卓也 議員



監査委員
藤浪 清司 議員



鈴鹿亀山地区広域連合議会議員名簿（議席順・敬称略）

鈴鹿市議会選出議員

松葉谷光由 池上 茂樹
高橋さつき 水谷 進
市川 昇 大杉 吉包
藤浪 清司 桐生 常朗

亀山市議会選出議員

櫻木 善仁
草川 卓也
新 秀隆
服部 孝規

新たに委員に就任された方々

公平委員会委員（敬称略）

【任期：令和5年7月5日から令和9年7月4日まで】

委員長 庄山 哲也 鈴鹿市在住
委員長代理委員 東地 隆司 亀山市在住
委員 舘 隆克 鈴鹿市在住

選挙管理委員会委員（敬称略）

【任期：令和5年7月5日から令和9年7月4日まで】

委員長 宮崎由美子 鈴鹿市在住
職務代理者 前田 和己 鈴鹿市在住
委員 大藪 延子 鈴鹿市在住
委員 玉田 一行 鈴鹿市在住

情報公開制度の実施状況・個人情報保護条例の運用状況

令和4年度における情報公開制度の実施状況及び個人情報保護条例の運用状況について公表します。

【情報公開制度実施状況】

- 公文書の開示請求件数……………4件
- 審査請求の件数……………0件

公開	部分公開	非公開	存在応答拒否	不存在	その他非公開	計
0件	3件	1件	0件	0件	0件	4件

【個人情報保護条例運用状況】

- 個人情報の開示請求件数 ……10件
- 個人情報の訂正請求件数……………0件
- 個人情報の利用停止等請求件数…0件
- 審査請求の件数……………0件

公開	部分公開	非公開	存在応答拒否	不存在	その他非公開	計
7件	3件	0件	0件	0件	0件	10件



介護保険制度について

介護問題は、切実なものとして誰にでも起こり得る問題です。介護保険はこの問題を解決していく制度で、社会全体で支え合うことを目的としています。ここでは、介護保険制度の介護保険料と要支援・要介護認定の更新申請などについてお知らせします。



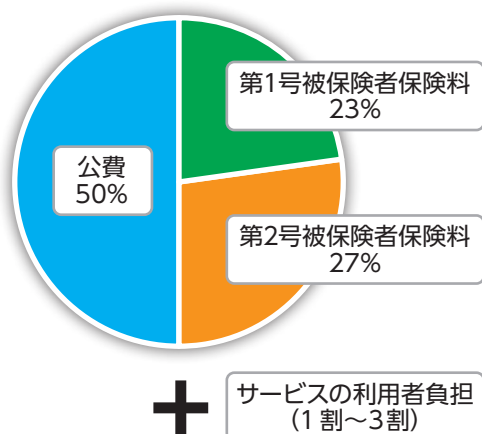
介護保険料について

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と公費(国・県・市の負担金)を財源として運営しています。

サービスを十分に受けることができるように、そして介護が必要になったときには、誰もがスムーズにサービスを利用することができるように、保険料は必ず納めましょう。

また、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)で保険料の算定方法などが異なります。

介護保険の財源割合



第1号と第2号の違い

	第1号被保険者	第2号被保険者
保険料の算定	広域連合が算出した「基準額」を基に、所得に応じて決まります。決定した保険料は、お住まいの市から通知されます。	加入している医療保険の算定方法により決まります。
納付方法	年金からの天引き(特別徴収)と納付書による納付(普通徴収)があります。	医療保険料と一括して納付します。

第1号被保険者の保険料の納付方法について

65歳以上の方の介護保険料の納付は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書・口座振替により納付する「普通徴収」があります。納付書は、お住まいの市役所の介護保険料担当課より送付されます。

納付書でのお支払いは、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンなどのアプリを使用して納付することが可能です。

また、口座振替を利用いただくと、納付忘れの心配もなく、金融機関などに行っていただく手間もなくするため便利です。手続方法については納付書を送付する際に同封している納付の案内をご確認ください。

普通徴収の対象者は次のとおりとなります。

- ・65歳になった方(特別徴収が開始されるまでに6か月～1年かかります。)
- ・鈴鹿市、亀山市外から引っ越してきた方
(特別徴収が開始されるまでに6か月～1年かかります。)
- ・介護保険料が増額または減額になった方
- ・年金の年額が18万円未満の方または対象年金を受給していない方
- ・年金が停止または一時停止(減額)された方





保険料の滞納者に対する保険給付の制限について

介護サービスを利用した方は、1割から3割までの利用者負担額を支払っていただき、残りの7割から9割までについては保険給付として広域連合からサービス提供者に支払われています。

この保険給付の財源は保険料で賄われているため、保険料を納めていただかないと、介護保険の運営に支障をきたすのはもちろんのこと、納めていただいている方との公平性が保てなくなってしまいます。

そのため、介護保険制度には、保険料の滞納期間に応じて、介護サービスを利用したときの利用者負担が増えるといった、次のような措置があります。



保険料を1年以上滞納している場合

介護サービスの費用を一旦利用者が全額負担し、申請により後で保険給付分(7割から9割まで)が支払われます。

この措置は、介護認定日の翌月から開始となり、滞納保険料の完納などにより終了となります。



保険料を2年以上滞納している場合

滞納期間が2年を過ぎると、時効により保険料を納めることができなくなります。

サービスを利用するときの利用者負担が3割(3割負担の方は4割)に引き上げられ、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

この措置は、介護認定日の翌月から開始となり、時効により納めることができなくなった期間が長いほど、適用期間は長くなります。

この2つの措置は、同時に適用となることもあるため、保険料を滞納すると、将来、介護サービスを利用したいときに負担が増えることになります。

特に、普通徴収の対象者は、口座振替を利用するなどして、納付忘れのないようにご注意ください。



介護保険料の納付についてのご相談は、
お住まいの市の担当までお願いします。

■ 鈴鹿市にお住まいの方
■ 亀山市にお住まいの方

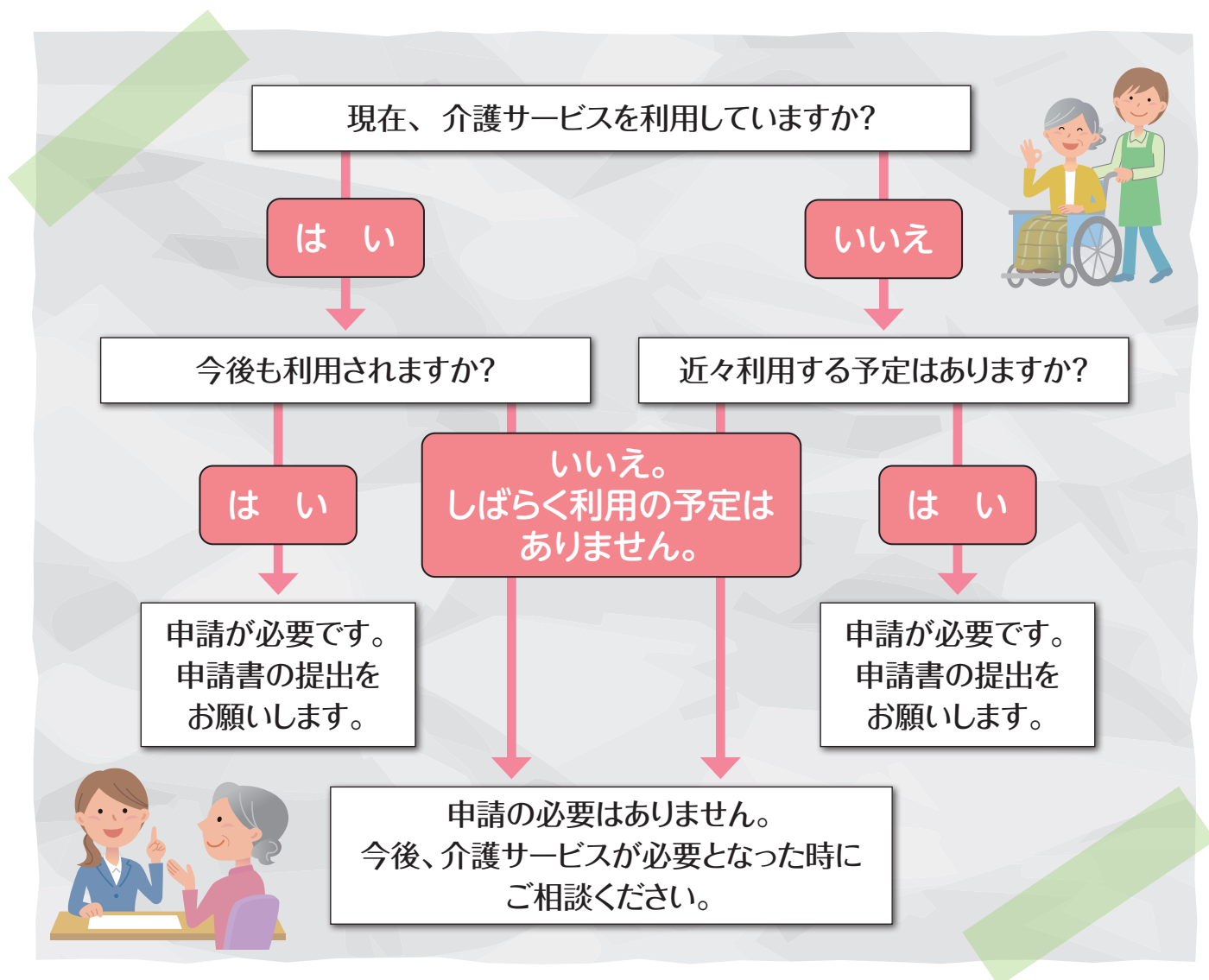
鈴鹿市 長寿社会課 Tel:059-382-7935
亀山市 市 民 課 Tel:0595-84-5005

更新申請のご案内

更新の手続きは、認定有効期間満了日の60日前から申請できます。

対象となる方には、「更新申請のご案内」通知を郵送しますので、次の図に従い、申請を進めてください。

申請は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)や入所している施設の職員などが、ご本人に代わって行う(代行申請)こともできますので、ご相談ください。



引き続き、感染症対策にご協力ください

3月13日からマスクの着用は任意となりましたが、認定調査員は、1日に数件のお宅や高齢者施設などを訪問するため、マスクの着用、手指消毒を徹底しています。

認定調査を受けられるご本人やご家族の皆様の健康を守るためにも、マスクの着用などの感染症対策にご協力をお願いします。



要介護認定の臨時的取扱いについて

認定の有効期間満了日が令和6年3月31日までの方で、次のいずれかに該当する場合は、現在と同じ要介護度のまま、認定の有効期間を12か月延長することができます。

- ① 更新申請時に医療機関に入院または高齢者施設に入所されている方
- ② 要介護2～要介護5で認定されている方

臨時的取扱いを希望される方は、担当の介護支援専門員、病院・施設職員または認定グループ059-369-3203までご相談ください。



介護認定調査センターによる認定調査委託業務が始まっています。



鈴鹿亀山地区広域連合では、増加する要介護認定の申請に対応するために、令和5年4月から介護保険の認定調査業務の一部を鈴鹿亀山介護認定調査センターに委託しています。

鈴鹿亀山介護認定調査センターは、三重県の指定市町村事務受託法人で、申請のあった方の訪問調査の日程調整や認定調査資格をもった調査員による訪問調査を実施しています。

要介護認定の申請をしていただいた方やそのご家族へ、訪問調査に何う日程調整の連絡を下記の電話番号から行いま

すので、お知らせします。

なお、申請内容により担当が異なりますので、ご注意ください。

	担 当	電話番号
・新規申請 ・要支援状態からの変更申請	鈴鹿亀山介護認定調査センター	059-395-6515
	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 認定グループ	059-369-3203
・更新申請 ・要介護状態からの変更申請	居宅介護支援事業所	各事業所によって異なります。
	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 認定グループ	059-369-3203

令和4年度の鈴鹿亀山地区広域連合の予算について、令和5年3月31日現在の財政状況をお知らせします。

1 一般会計【執行状況】

歳入

(単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
分担金及び負担金	164,392	141,289	85.9
国庫支出金	112,226	112,191	100.0
県支出金	58,080	57,973	99.8
繰越金	34	34	100.0
諸収入	2	1	50.0
繰入金	50,631	0	0.0
合 計	385,365	311,488	80.8

[公債及び一時借入金]…現在高なし

歳出

(単位 千円・%)

款	予算現額	支出済額	執行率
議会費	718	506	70.5
総務費	74,880	56,130	75.0
民生費	283,999	79,212	27.9
商工費	25,534	22,428	87.8
諸支出金	34	34	100.0
予備費	200	0	0.0
合 計	385,365	158,310	41.1

2 介護保険事業特別会計【執行状況】

歳入

(単位 千円・%)

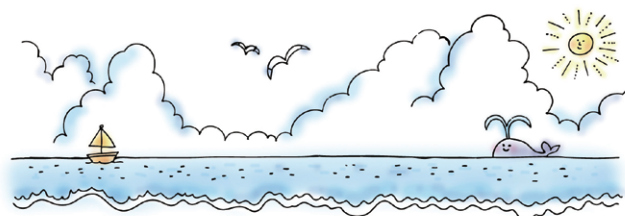
款	予算現額	収入済額	執行率
保険料	4,420,372	4,472,217	101.2
分担金及び負担金	2,843,566	2,751,120	96.7
使用料及び手数料	10	0	0.0
国庫支出金	4,051,886	4,148,948	102.4
支払基金交付金	4,816,238	4,583,670	95.2
県支出金	2,648,776	2,690,616	101.6
財産収入	100	0	0.0
繰入金	298,556	0	0.0
繰越金	385,998	385,998	100.0
諸収入	1,052	6,350	603.6
合 計	19,466,554	19,038,919	97.8

[公債及び一時借入金]…現在高なし

歳出

(単位 千円・%)

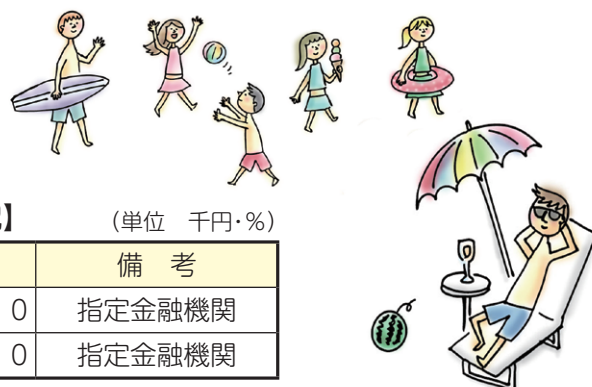
款	予算現額	支出済額	執行率
総務費	480,439	271,406	56.5
保険給付費	17,560,105	15,771,763	89.8
地域支援事業費	1,071,403	715,787	66.8
公債費	100	0	0.0
諸支出金	349,507	290,705	83.2
予備費	5,000	0	0.0
合 計	19,466,554	17,049,661	87.6



3 財産

(単位 千円)

基 金	現在高
介護給付費準備基金	2,284,579



4 公金の運用状況【歳計現金・基金などの保管状況】

(単位 千円・%)

運用の種類	金 額	利 率	備 考
普通預金	2,157,519	0	指定金融機関
普通預金(介護給付費準備基金)	2,284,579	0	指定金融機関

発行/鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館 3階

TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp